

## 12.貨物自動車計量証明料

一般財団法人 日本穀物検定協会（四日市市末広町）

平成 10 年 1 月 1 日  
三重県計量協会計量証明部会

計量証明標準料金表（トラックスケールによる計量証明）（消費税は含まず）

計 量 重 量	標 準 料 金
5 トン未満	8 0 0 円
5 トン以上 1 0 トン未満	1, 0 0 0 円
1 0 トン以上 2 0 トン未満	1, 5 0 0 円
2 0 トン以上 3 0 トン未満	2, 0 0 0 円
3 0 トン以上 4 0 トン未満	2, 5 0 0 円
4 0 トン以上 5 トン増す毎に	1, 0 0 0 円

（備 考）

1. 休日及び時間外（午後 5 時から翌朝 8 時まで）は 5 割増以上と致します。
2. 腐食性及び汚染物質を計量する場合は 5 割増とします。
3. 故意又は過失並びに積載過量等により計量器が破損した場合は計量依頼者が一切の費用の負担を願います。
4. 別途消費税を申し受けます。